

アパート・マンション等の共同住宅の「みなし口径制度」について

アパート・マンション等共同住宅の上下水道料金計算には、特例があります。適用を受けるためには、申請が必要です。詳細は下記をご覧ください。

手続き方法及び注意点

“みなし口径制度”の適用を受けるためには、「みなし口径算定申請書（新規・変更）」により給水装置所有者が上下水道局へ申請を行う必要があります。なお、(制度1)の場合においては、状況しだい逆により不利になる場合がありますので、これまでの使用水量及び現在ご使用されているメーター口径により、算定の上(ご相談に応じます。)申請されますようお願いいたします。また、(制度2)の場合は、すべて申請されますようお願いいたします。

制度1 アパート・マンション等の共同住宅において、1個のメーターにより2以上の世帯又は事業所の使用水量を計量する場合

みなし口径算定ができます。

適合基準

①基本料金の算定

空室も含む各戸全てに口径13mmのメーターが取り付けられているとみなして基本料金の算定を行います。

②従量料金の算定

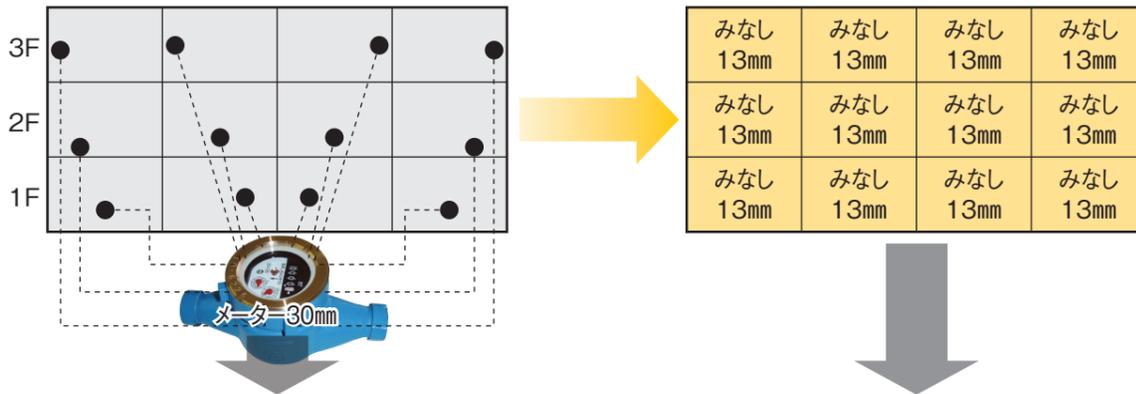
各戸全て均等に使用したものとみなして算定します。

基準に適合

- ⑦各居室が完全に区画され独立し、料金の負担者が各世帯又は事業所の使用者であること。
- ⑧各世帯又は事業所内に、それぞれ給水栓が設置され、単独に水を使用する設備を有していること。

例1 メーター口径30mmで12居室、使用水量180㎡の場合

なお、紙面の都合上、水道料金のみ算定を示しておりますが、下水道使用料についても同様な適用ができますのでご了承ください。



通常算定(税込み)では

- ①メーター口径30mm 基本料金=4,665円60銭
- ②従量料金 ア～エ=44,755円20銭
- ア 1~10㎡=75円60銭×10㎡=756円
- イ 11~30㎡=214円92銭×20㎡=4,298円40銭
- ウ 31~50㎡=244円08銭×20㎡=4,881円60銭
- エ 51㎡以上=267円84銭×130㎡=34,819円20銭
- ①+②=4,665円60銭+44,755円20銭=49,420円
(1円未満切捨て)

みなし口径算定(税込み)では

- ①メーター口径13mm 基本料金=928円80銭
- ②従量料金 ア+イ=1,830円60銭
- 180㎡÷12戸=15㎡/戸
- ア 1~10㎡=75円60銭×10㎡=756円
- イ 11~30㎡=214円92銭×5㎡=1,074円60銭
- ①+②=928円80銭+1,830円60銭=2,759円(1円未満切捨て)
- (①+②)×12戸=2,759円×12戸=33,108円
- *上記33,108円は一括徴収します。

その他適用対象

会社・学校の寮、2世帯住宅及び店舗付住宅も上記ア、イの基準に適合すれば適用できます。なお、1階が店舗、2階が賃貸アパートの店舗付共同住宅の場合は、1階店舗と2階賃貸アパート部分にメーター(私設メーターを除く)が区分されて付いていることが必要で、この場合、2階賃貸アパート部分のみが制度の対象となります。

制度2 アパート・マンション等の共同住宅において、他の類似使用者とメーター口径の違いにより、基本料金の算定に均衡を欠く場合

例2 全ての居室の広さ、タイプが同じため、1F~4Fの居室は類似使用者とみなします。

6F	20mm	20mm	20mm	20mm	みなし 13mm	みなし 13mm	みなし 13mm	みなし 13mm
5F	20mm	20mm	20mm	20mm	みなし 13mm	みなし 13mm	みなし 13mm	みなし 13mm
4F	13mm	13mm	13mm	13mm	13mm	13mm	13mm	13mm
3F	13mm	13mm	13mm	13mm	13mm	13mm	13mm	13mm
2F	13mm	13mm	13mm	13mm	13mm	13mm	13mm	13mm
1F	13mm	13mm	13mm	13mm	13mm	13mm	13mm	13mm

みなし口径13mmの適用をします。

例3 店舗・事務所・一般居室複合タイプのアパート・マンションの場合、居室の広さ、タイプの違いにより、6Fの一般居室及び1Fの店舗・事務所は、2F~5Fの一般居室に対して類似使用者とみなされません。

6F	一般・20mm		一般・20mm	
5F	一般 13mm	一般 13mm	一般 13mm	一般 13mm
4F	一般 13mm	一般 13mm	一般 13mm	一般 13mm
3F	一般 13mm	一般 13mm	一般 13mm	一般 13mm
2F	一般 13mm	一般 13mm	一般 13mm	一般 13mm
1F	店舗・20mm		事務所・20mm	

× みなし口径13mmの適用はできません。

× みなし口径13mmの適用はできません。
なお、店舗・事務所による制限はありません。

みなし口径制度に関するお問い合わせ、手続等

問い合わせ先、提出先 〒856-0825 大村市西三城町124番地

大村市上下水道局業務課 総務グループ
TEL 0957-53-1116 (平日のみ 8:30~17:15)
FAX 0957-53-1440

*みなし口径算定申請書は、上下水道局業務課窓口または、上下水道局ホームページ <http://omura-waterworks.jp/> からダウンロードできますのでご利用ください。